

福祉文教常任委員会開催状況

1. 日 時 平成28年3月11日(金)
午後1時52分 開会 午後2時46分 休憩
午後2時47分 再開 午後3時44分 休憩
午後3時50分 再開 午後4時35分 閉会
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 宮橋勝栄委員長、浅村起嘉副委員長、木下裕介委員、吉本慎太郎委員、川崎順次委員、浅野清利委員、灰田昌典委員
4. 欠席委員 なし
5. 委員会の議題
《予防先進部》
＜市民病院＞
【報告事項】・小松市民病院のインフルエンザ受診状況について
・認知症予防講座の開催について

＜いきいき健康課＞
【報告事項】・平成27年度第3回健康づくり推進協議会の報告について
・インフルエンザの状況について
・報告第1号 専決処分の報告について中
専決第4号 損害賠償の額を定めることについて

＜長寿介護課＞
【報告事項】・平成27年度第2回小松市介護保険事業計画等策定委員会の報告について
・報告第1号 専決処分の報告について中
専決第7号 小松市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例

＜保険年金課＞
議案第36号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

《教育委員会》
＜教育研究センター＞
【報告事項】 ・寄附受納について
＜図書館＞
【報告事項】 ・寄附受納について
＜学校教育課＞
【報告事項】 ・小松市学校給食調理等業務委託の状況について
・平成29年度以降の小松市学校給食調理等業務委託について

《市民福祉部》
＜こども家庭課＞
議案第41号 小松市立保育所条例の一部を改正する条例について

- 議案第42号 小松市立児童館条例の一部を改正する条例について
議案第51号 財産の譲渡について
【報告事項】 ・やたの認定こども園あおぞらのシンボルデザインについて
・報告第1号 専決処分の報告について中
専決第3号 小松市保育の必要性の認定に関する条例の一部
を改正する条例

<ふれあい福祉課>

- 議案第40号 小松市医療費助成条例の一部を改正する条例について
【報告事項】 ・報告第1号 専決処分の報告について中
専決第6号 損害賠償の額を定めることについて

<あんしん相談センター>

- 議案第39号 小松市消費生活センター条例について

《ふるさと共創部》

<市民協働課>

- 【報告事項】 ・(仮称)第4期こまつ男女共同参画プランについて

<はつらつ学習課>

- 【報告事項】 ・地域の未来を創る キックオフイベントについて

6. 委員長報告の要旨

福祉文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。当委員会に付託されました案件は、議案第36号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを初めとする議案6件であります。

これらの各案件につきまして、活発な質疑応答を行い、終始慎重なる審査を行いました結果、賛成多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において、様々な意見や要望が出されましたので、所管事項に関して、その一端を御報告申し上げます。

はじめに、議案第36号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中、保険料負担の公平を図る観点から、平成28年度より、国民健康保険税の賦課限度額を平成27年度の81万円から4万円引き上げ、85万円とするものであります。

国民健康保険財政の維持を目的とした今回の改正については、本委員会として容認すべきものではありませんが、今後は、小松市が重点的に取り組んでいる予防先進施策の充実により給付額の抑制に努めていくよう求めました。

なお、一部の委員より、賦課限度額の引き上げによる納税者へのしわ寄せが高額納税者ばかりに来ることは問題であるとの意見があったことを申し添えておきます。

次に、第4期こまつ男女共同参画プランについてであります。

平成23年度から27年度を計画期間とする「こまつ男女共同参画プラン(第3期)」が終了することに伴い、人口減少やライフスタイルの多様化などの社会背景や女性活躍推進法、NEXT10年ビジョンの内容を踏まえ、新たな基本計画を策定するものであります。

今回の第4期のプランでは、「一人ひとりが輝くまち・みんなにやさしいまちを目指して」をテーマに、「共創で進めるワーク・ライフ・バランス」、「あらゆる分野での女性活躍」、「男性の視点」、「3世代・ライフステージに応じた取り組み」、「一人ひとりが輝く社会づくりのために」について各基本目標を定め、具体的な成果目標については、アクションプ

ランを策定することにより、市民共創で目標達成に向けて取り組んでいくとのことでありました。

新しいプランの実現に向けては、地域のリーダーとして先ず市役所が模範とならなければなりません。特に、パワハラ・セクハラ・マタハラなどのハラスメントを徹底的に防止し、性別に関わらず働きやすい環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの充実に対して、先駆的な取り組みを期待するものであります。

次に、小松市学校給食調理等業務委託についてであります。

現在、安全安心なおいしい学校給食を提供するため、自校方式による調理、市内共通の献立、地産地消の重視の3項目を基本として、より専門性の高い衛生管理ときめ細かなアレルギー対応等を実施するため、市内の小中学校3校において、民間事業者への業務委託を実施しているところであります。

昨年10月から開始された今回の業務委託については、ゆとりをもった調理作業や徹底した衛生管理、調理員の研修や教育活動との連携において、これまで以上の成果が生まれているとのことでありました。

今回の業務委託の契約期間が終了する平成28年度以降については、委託校を6校とし、新たな民間事業者をプロポーザル方式により選定するとのことですが、現在行っている業務委託の成果や課題を十分に検証することにより、より良い業務委託につなげていくよう求めました。

最後に、4月1日より「埋蔵文化財センター」の所管が教育委員会より経済観光文化部に移管されるとのことでありました。北陸新幹線の建設促進に伴った、時限的なものであるとのことですが、文化財の保護は教育委員会の担うべき事務として法律に定められている事項であります。本件だけでなく、本市では生涯学習・社会教育の振興、スポーツの振興など、本来教育委員会が担うべき事務の多くが、市長部局で執り行われております。これらの業務については、教育委員会との連携を密に図ることはもちろんのこと、県や他市町との関係性に不都合が生じないように求めました。

以上